

5 文科教第 1015 号
令和 5 年 9 月 27 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独立行政法人教職員支援機構理事長
独立行政法人特別支援教育総合研究所
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添 1 のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 31 号。以下「改正省令」という。）」が公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されます。

改正省令の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨及び内容を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

教員免許状の取得に当たって修得が必要となる「教科に関する専門的事項」に関する単位のうち、中学校又は高等学校教諭免許状の「教科に関する専門的事項」の単位修得については、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「施行規則」という。）第 4 条又は第 5 条の表備考第 1 号において、免許教科ごとに、少なくとも 1 単位以上修得すべき科目（以下「教科専門の科目区分」という。）が定めら

れています。これらの中学校又は高等学校教諭免許状に係る教科専門の科目区分のうち、科目区分数が比較的多い教科について、大学の教職課程で単位を修得して中学校二種免許状を取得する場合や、現職教員が教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第3備考第6号に掲げる認定講習、公開講座、通信教育の課程（以下「免許法認定講習等」という。）で単位を修得して免許状を取得する場合において、「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数を超える単位の修得を要する場合があります。

こうした状況を踏まえ、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）において、「『教科に関する専門的事項に関する科目』について、専門的事項の数が多い教科を中心に必要な見直しを行うべきである。」とされたことを受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下に「教科に関する専門的事項に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）が設置され、本年8月に教科の専門的事項について見直しの提言が取りまとめられました（別添2）。

また、教科専門の科目区分は、学習指導要領で取り扱うべき内容等も踏まえ、大学がその科目区分における授業科目を学生に修得させる際の効果的な手法として、例えば「（実習を含む。）」や「（コンピュータ活用を含む。）」等といった記述が追加されてきた経緯があります。これらについて、検討委員会では、授業で実習やコンピュータの活用を扱っていることが一般的となっている状況であることや、実習を含めることが教職課程を開設する際の障壁になっているという指摘もあったところです。

これらの提言等を踏まえ、教科専門の科目区分数が多い教科（中学校「理科、技術、家庭」及び高等学校「理科、家庭、情報」）について、科目区分の統合又は削除等を行うとともに、科目区分の名称の整理を行うため、施行規則について所要の改正を行うものです。

2 改正等の要点

2-1 改正内容

(1) 中学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等

(施行規則第4条表備考第1号)

① 「理科」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「理科」に関する教科専門の科目区分について、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験（コンピ

ュータ活用を含む。)」を「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」とすること。

② 「技術」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「技術」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～エ)のとおりとすること。

ア)「木材加工（製図及び実習を含む。）」及び「金属加工（製図及び実習を含む。）」を「材料加工（実習を含む。）」とする。

イ)「機械（実習を含む。）」及び「電気（実習を含む。）」を「機械・電気（実習を含む。）」とする。

ウ)「栽培（実習を含む。）」を「生物育成」とする。

エ)「情報とコンピュータ（実習を含む。）」を「情報とコンピュータ」とする。

③ 「家庭」について

中学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「家庭」に関する教科専門の科目区分について、次のア)及びイ)のとおりとすること。

ア)「被服学（被服製作実習を含む。）」を「被服学（被服実習を含む。）」とする。

イ)「保育学（実習を含む。）」を「保育学」とする。

(2) 高等学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等

(施行規則第5条表備考第1号)

① 「理科」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「理科」に関する教科専門の科目区分について、『物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）』を『物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験』とすること。

② 「家庭」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「家庭」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～エ)のとおりとすること。

- ア)「被服学（被服製作実習を含む。）」を「被服学（被服実習を含む。）」とする。
- イ)「住居学（製図を含む。）」を「住居学」とする。
- ウ)「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」を「保育学」とする。
- エ)「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除する。

③ 「情報」について

高等学校教諭普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科に関する専門的事項」に関する科目のうち、「情報」に関する教科専門の科目区分について、次のア)～オ)のとおりとすること。

- ア)「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」を「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」とする。
- イ)「コンピュータ・情報処理（実習を含む。）」を「コンピュータ・情報処理」とする。
- ウ)「情報システム（実習を含む。）」を「情報システム」とする。
- エ)「情報通信ネットワーク（実習を含む。）」を「情報通信ネットワーク」とする。
- オ)「マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）」を「マルチメディア表現・マルチメディア技術」とする。

(3) 免許法別表第8の規定により中学校又は高等学校教諭普通免許状を取得する際の「大学が独自に設定する科目」について

(施行規則第18条の2表備考第3号)

別表第8の規定により幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状を有する者が、最低在職年数を満たす場合にそれぞれ隣接する学校種の免許状を取得しようとする場合に関する施行規則第18条の2に規定する「大学が独自に設定する科目」（以下「大学独自科目」という。）について、次の①及び②のとおりとする。

① 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学独自科目の修得方法

ア) 高等学校教諭普通免許状を基礎として中学校教諭普通免許状「理科」の授与を受ける場合に必要となる大学独自科目については、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち3以上の科目についてそれぞれ1単位以上」を「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上」とすること。

イ) 高等学校教諭普通免許状を基礎として中学校教諭普通免許状「技術」の授与を受ける場合に必要となる大学独自科目については、「木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ1単位以上」を「材料加工（実習を含む。）及び生物育成についてそれぞれ1単位以上」とすること。

② 中学校教諭普通免許状を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学独自科目の修得方法

ア) 中学校教諭普通免許状を基礎として高等学校教諭普通免許状「情報」の授与を受ける場合に必要となる大学独自科目については、「情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）」についてそれぞれ1単位以上」を「情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ1単位以上」とすること。

イ) 本改正により、中学校「家庭」に係る教科専門の科目区分と、高等学校「家庭」に係る教科専門の科目区分が完全に一致することとなることから、中学校教諭普通免許状を基礎として高等学校教諭普通免許状「家庭」の授与を受ける場合に必要となる大学独自科目については、「住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ1単位以上」を削除すること。

2-2 経過措置規定

(1) 免許法別表第1の規定により免許状の授与を受ける場合の経過措置

① 中学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等に関する経過措置

ア) 「理科」について

(改正省令附則第2条第2項)

令和6年3月31日において認定課程を有する大学(以下、「課程認定大学」という。)に在学している者が、これを卒業するまでに、改正前の施行規則における中学校「理科」に係る教科専門の科目区分のうち「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」に関する内容を全て修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を全て修得している場合については、改正後の施行規則における「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

イ) 「技術」について

(改正省令附則第2条第1項、第3項)

- i) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
栽培(実習を含む。)	生物育成
情報とコンピュータ(実習を含む。)	情報とコンピュータ

- ii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち「木材加工(製図及び実習を含む。）」若しくは「金属加工(製図及び実習を含む。）」のいずれかに関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、改正後の施行規則における「材料加工(実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなすこととする。
- iii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「技術」に係る教科専門の科目区分のうち「機械(実習を含む。）」及び「電気(実習を含む。）」

に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、改正後の施行規則における「機械・電気（実習を含む。）」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

ウ) 「家庭」について

(改正省令附則第2条第1項)

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における中学校「家庭」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
保育学（実習を含む。）	保育学

② 高等学校教諭普通免許状に係る教科専門の科目区分の統合等に関する経過措置

ア) 「理科」について

(改正省令附則第2条第1項)

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「理科」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

イ) 「家庭」について

(改正省令附則第2条第1項)

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「家庭」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
被服学（被服製作実習を含む。）	被服学（被服実習を含む。）
住居学（製図を含む。）	住居学
保育学（実習及び家庭看護を含む。）	保育学

ウ) 「情報」について

（改正省令附則第2条第1項、第4項）

- i) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「情報」に係る教科専門の科目区分のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する内容を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合については、それぞれ同表に掲げる改正後の施行規則における「改正後科目区分」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

改正前科目区分	改正後科目区分
コンピュータ・情報処理（実習を含む。）	コンピュータ・情報処理
情報システム（実習を含む。）	情報システム
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報通信ネットワーク
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	マルチメディア表現・マルチメディア技術

- ii) 令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者が、これを卒業するまでに改正前の施行規則における高等学校「情報」に係る教科専門の科目区分のうち、「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」に関する内容をいずれも修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容をいずれも修得している場合については、

改正後の施行規則における「情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理」に関する内容を修得したものとみなすこととする。

③ ①又は②による単位の読み替えができない場合の経過措置

(改正省令附則第2条第5項、第6項)

令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに改正前の施行規則における教科専門の科目のうち、次の表に掲げる「改正前科目区分」に関する単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに課程認定大学において既に当該内容を修得している場合（①又は②の経過措置を適用する場合を除く。）について、改正前科目区分に関する単位は、それぞれ同表の「改正後の施行規則において『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位としてみなすことができる教科」の単位とみなすことができることとする。

学校種	教科	改正前科目区分	改正後の施行規則において「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすことができる教科
中学校	理科	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	中学校「理科」
		化学実験（コンピュータ活用を含む。）	
		生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	
		地学実験（コンピュータ活用を含む。）	
	技術	機械（実習を含む。）	中学校「技術」
		電気（実習を含む。）	
高等学校	家庭	家庭電気・家庭機械・情報処理	高等学校「家庭」
	情報	情報社会・情報倫理	高等学校「情報」
		情報と職業	

(2) 免許法別表第3から第5まで、別表第8又は附則第5項の規定により免許状の授与を受ける場合の経過措置

(改正省令附則第3条)

次に掲げる者が、免許法別表第3から第5まで、別表第8又は附則第5項の規定により免許状の授与を受ける場合についても、(1)と同様の経過措置を設けること。

- ・令和6年3月31日において課程認定大学に在学している者で、これを卒業するまでに改正前科目区分に関する単位を修得する者
- ・令和6年3月31日において免許法認定講習等の課程を履修している者で、当該講習等により改正前科目区分に関する単位を修得する者
- ・令和6年3月31日までに既に改正前科目区分に関する単位を修得している者

3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。

4 留意事項等

- (1) 改正省令附則第2条及び第3条に規定する「在学」には、科目等履修生として在籍する場合も含まれること。
- (2) 改正省令附則第2条及び第3条に規定する経過措置を適用する場合において、課程認定大学に在学している者は、卒業を待たずに改正前の施行規則における科目区分を改正後の科目区分における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。
- (3) 中学校「理科」について、小学校高学年の教科担任制における専科指導の優先実施教科であること等を踏まえ、複数校種・複数教科の免許状保有を推進する観点から、都道府県教育委員会や大学等においては、当該教科について免許法認定講習等の開設を積極的に検討いただきたいこと。
- (4) 中学校「技術」及び「家庭」並びに高等学校「家庭」及び「情報」について、免許外教科担任の許可件数が多いことから、都道府県教育委員会や大学等においては、当該教科について免許法認定講習等の開設を積極的に検討いただきたいこと。
また、中学校「技術」に係る科目区分のうち「情報とコンピュータ」については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されているところ、これらの科目が施行規則第4条表備考第2号に規定する「一般的包括的な内容を含むものでなければならない」とする要件を満たすかどうかについては、一律に判断するのではなく、各科目の授業内容を踏まえ、授与権者である都道府県教育委員会において適切に判断いただきたいこと。

- (5) 中学校「技術」について、検討委員会及び技術・情報ワーキンググループでの議論並びに検討委員会のまとめを踏まえ、特に高等学校情報及び工業の教職課程を置く大学においては、技術の教職課程の開設について、積極的に検討をいただきたいこと。
- (6) 「(実習を含む。)」の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、課程認定大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断すること。
- (7) 課程認定大学において、中学校「理科」、「技術」及び「家庭」並びに高等学校「家庭」及び「情報」に係る令和6年度以降入学者に適用する教職課程については今年度中に変更届を提出する必要がある。提出する様式や提出方法等については今後課程認定大学等に連絡予定であること。また、本改正に関する事項を含め課程認定大学向けの説明会を令和5年10月3日(火)に開催予定であること(令和5年8月29日付けメールにおいて周知済み)。

添付資料：

別添1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」(令和5年文部科学省令第31号)

別添2 「教科に関する専門的事項に関する検討委員会まとめ」(令和5年8月10日)

本件担当：

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課

○教育職員免許法施行規則等に関すること

教員免許・研修企画室法規係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○教職課程全般に関すること

教員免許・研修企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

○文部科学省令第三十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）別表第一備考第一号及び別表第八の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十七日

文部科学大臣 盛山 正仁

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第四条 [略]

[略]

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イハ [略]

ニ 理科 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験
・化学実験・生物学実験・地学実験

ホチ [略]

リ 技術 材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ

又 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学

ルカ [略]

二九 [略]

24 [略]

改正前

第四条 [同上]

[同上]

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イハ [同上]

ニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）

ホチ [同上]

リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）

又 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）

ルカ [同上]

二九 [同上]

24 [同上]

第五条 「略」

「略」

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ〜ニ 「略」

ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」

ヘ〜ヲ 「略」

ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学

カ 情報 情報社会（職業に関する内容を含む。）、情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現
・マルチメディア技術

ヨ〜ム 「略」

二〇七 「略」

第五条 「同上」

「同上」

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ〜ニ 「同上」

ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

ヘ〜ヲ 「同上」

ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理

カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業

ヨ〜ム 「同上」

二〇七 「同上」

<p>〔略〕</p>	<p>備考</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 大学が独自に設定する科目の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては材料加工（実習を含む。）及び生物育成についてそれぞれ一単位以上を修得するものと</p>
------------	---

<p>〔同上〕</p>	<p>備考</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 大学が独自に設定する科目の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上の科目についてそれぞれ一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位</p>
-------------	--

し、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条第一項の表備考第一号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

四
「略」

以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条第一項の表備考第一号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四
「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年三月三十一日において認定課程（教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程をいう。以下同じ。）を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項の表備考第一号又は第五条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次の表の第三欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目の単位については、同表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄	第二欄	第三欄
	この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目	旧規則に規定する科目

<p>中学校教諭</p>	<p>材料加工（実習を含む。）</p>	<p>木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。）</p>
<p>高等学校教諭</p>	<p>生物育成 情報とコンピュータ 被服学（被服実習を含む。） 保育学 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」 被服学（被服実習を含む。） 住居学 保育学 コンピュータ・情報処理 情報システム 情報通信ネットワーク</p>	<p>保育学（実習を含む。） 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 被服学（被服製作実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） コンピュータ・情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。）</p>

	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）
--	---------------------	-----------------------------

- 2 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以下「旧物理学実験等」という。）の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに認定課程において旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第四条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第四条第一項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の科目の単位とみなす。

- 3 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに認定課程において機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第四条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち

、機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位については、新規則第四条第一項の表備考第一号に規定する機械・電気（実習を含む。）の科目の単位とみなす。

4 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに認定課程において情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第五条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位については、新規則第五条第一項の表備考第一号に規定する情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理の科目の単位とみなす。

5 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第四条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 五 機械（実習を含む。）
- 六 電気（実習を含む。）

6 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第五条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 家庭電気・家庭機械・情報処理
- 二 情報社会・情報倫理
- 三 情報と職業

第三条 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに次の表の第三欄に掲げる科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で同欄に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに同欄に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第四条及び第五条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十一条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、次の表の第三欄に掲げる科目の単位については、同表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる科目の単位とみなす。

第一欄		第二欄		第三欄	
中学校教諭		新規則に規定する科目 材料加工（実習を含む。）		旧規則に規定する科目 木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）	
		生物育成 情報とコンピュータ			

		高等学校教諭	
		被服学（被服実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）
		保育学	保育学（実習を含む。）
		「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
		被服学（被服実習を含む。）	被服学（被服製作実習を含む。）
		住居学	住居学（製図を含む。）
		保育学	保育学（実習及び家庭看護を含む。）
		コンピュータ・情報処理	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
		情報システム	情報システム（実習を含む。）
		情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク（実習を含む。）
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）

2 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに

旧物理学実験等の科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で旧物理学実験

等の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十一条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、新規則第四条第一項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の単位とみなす。

3 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに機械（実習を含む。）及び電気（実習を含む。）の科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十一条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、機械（実習を含む。）及び電気

（実習を含む。）の科目の単位については、新規則第四条第一項の表備考第一号に規定する機械・電気（実習を含む。）の単位とみなす。

4 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目の単位を修得した者が、同法別表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧規則第五条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十一条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、情報社会・情報倫理及び情報と職業の科目については、新規則第五条第一項の表備考第一号に規定する情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理の科目の単位とみなす。

5 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別

表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、旧規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十一条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条、第十八条の二、第十八条の四又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 五 機械（実習を含む。）
- 六 電気（実習を含む。）

6 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの、令和六年三月三十一日において教育職員免許法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の課程を履修している者で次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別

表第三から別表第五まで、別表第八又は附則第五項の規定により高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第五条に定める修得方法の例にならうものとする旧規則第十一条第一項、第十一条の二、第十三条、第十五条第一項、第十六条又は附則第四項の表に規定する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

一 家庭電気・家庭機械・情報処理

二 情報社会・情報倫理

三 情報と職業

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教科に関する専門的事項に関する検討委員会
まとめ

1. 中学校・高等学校教諭普通免許状「理科」について

(1) 見直しの基本的な方向性

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第4条第1項表備考第一号二において、中学校教諭の普通免許状「理科」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校理科科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 物理学
- ・ 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 化学
- ・ 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 生物学
- ・ 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- ・ 地学
- ・ 地学実験（コンピュータ活用を含む。）

また、施行規則第5条第一項表備考第一号ホにおいて、高等学校教諭の普通免許状「理科」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校理科科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 物理学
- ・ 化学
- ・ 生物学
- ・ 地学
- ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

検討の結果、中学校理科科目区分及び高等学校理科科目区分を次のように見直すことを求める。

- 中学校理科科目区分については
 - ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」を統合し、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の1科目区分とする。また、それぞれの「（コンピュータ活用を含む。）」について削除する。

- 高等学校理科科目区分については、
 - ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」のうち、それぞれの「（コンピュータ活用を含む。）」について削除する。

- 中学校理科科目区分の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」については、物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験のいずれの内容も扱うこととする。

（参考）見直し後の中学校理科科目区分及び高等学校理科科目区分

中学校理科科目区分

- ・ 物理学
- ・ ~~物理学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 化学
- ・ ~~化学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 生物学
- ・ ~~生物学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 地学
- ・ ~~地学実験（コンピュータ活用を含む。）~~
- ・ 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験

高等学校理科科目区分

- ・ 物理学
- ・ 化学
- ・ 生物学
- ・ 地学
- ・ 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

一タ活用を含む。）」

(2) 必要な移行措置等

(1) を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の中学校理科科目区分の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」及び「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」の4分野の実験科目全てを既に修得した者又は卒業までに修得する者については、改正後の「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」を修得した者とみなすことができること。なお、改正前の当該実験科目のうち、一部実験科目を修得した者の単位は、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 改正前の高等学校理科科目区分の「物理学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験(コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験(コンピュータ活用を含む。）」を既に修得した者又は卒業までに修得する者については、改正後の「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」を修得した者とみなすことができること。
- 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第八の規定により高等学校教諭普通免許状「理科」を基礎として中学校教諭普通免許状「理科」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」とすること。
- 小学校高学年の教科担任制における専科指導優先実施教科であること等を踏まえ、複数校種、複数教科の免許状保有を促進する観点から、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促す。

2. 中学校教諭普通免許状「技術」について

(1) 見直しの基本的な方向性

施行規則第4条第1項表備考第一号リにおいて、中学校教諭の普通免許状「技術」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校技術科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 木材加工（製図及び実習を含む。）
- ・ 金属加工（製図及び実習を含む。）
- ・ 機械（実習を含む。）
- ・ 電気（実習を含む。）
- ・ 栽培（実習を含む。）
- ・ 情報とコンピュータ（実習を含む。）

検討の結果、中学校技術科目区分を次のように見直すことを求める。

- 平成29年に告示された中学校学習指導要領において、4つの内容構成に整理されていることを踏まえ、現行の中学校技術科目区分を改め、次の4項目とする。
 - ・ 材料加工（実習を含む。）
 - ・ 機械・電気（実習を含む。）
 - ・ 生物育成
 - ・ 情報とコンピュータ
- 「材料加工（実習を含む。）」については、あらゆる種類の材料の加工を網羅する必要はなく、特定の材料（木材、金属、プラスチックなど）の加工について一般的包括的な内容を扱うものであれば、施行規則第4条第1項表備考第二号に定める「教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない」との要件（以下「一般的包括的要件」という。）を満たすものとする。
- 「機械・電気（実習を含む。）」については、機械及び電気のどちらの内容も扱うこととする。
- 「生物育成」については、あらゆる種類の生物の育成を網羅する必要は無く、

特定の生物（作物、動物、水産生物など）の育成について一般的包括的な内容を扱うものであれば、一般的包括的要件を満たすものとする。

- （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

（2）必要な移行措置等

（1）を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 木材加工（製図及び実習を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれその科目の内容を含む改正後の科目（例 材料加工（実習を含む。））を修得した者とみなすことができること。
- ただし、改正後の「機械・電気（実習を含む。）」については、改正前の「機械（実習を含む。）」及び「電気（実習を含む。）」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなすことができること。なお、改正前の「機械（実習を含む。）」又は「電気（実習を含む。）」のいずれかの科目を修得した者の単位は改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 教育職員免許法別表第八の規定により高等学校教諭普通免許状「工業」又は「情報」を基礎として中学校教諭普通免許状「技術」の授与を受ける場合に必要となる大学独自科目については、「材料加工（実習を含む。）」及び「生物育成」とすること。
- 免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じること。また、「情報とコンピュータ」については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されている。これらの科目が一般的包括的要件を満たすか否かについては、一律に除外するのではなく、各科目の授業内容を踏まえ、教員免許を授与する各都道府県教育委員会において適切に判断する必要があることを周知すること。
- 大学（特に高校情報及び工業の教職課程を置く大学）に対し、見直しを行った教科に関する専門的事項に関する科目について情報提供を行うとともに、教職課程の開設を促すこと。

3. 中学校・高等学校教諭普通免許状「家庭」について

(1) 見直しの基本的な方向性

施行規則第4条第1項表備考第一号ヌにおいて、中学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「中学校家庭科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学
- ・ 保育学（実習を含む。）

また、施行規則第5条第1項表備考第一号ワにおいて、高等学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校家庭科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学（製図を含む。）
- ・ 保育学（実習及び家庭看護を含む。）
- ・ 家庭電気・家庭機械・情報処理

検討の結果、中学校家庭科目区分及び高等学校家庭科目区分を次のように見直すことを求める。

- 中学校家庭科目区分については
 - ・ 「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。
 - ・ 「保育学（実習を含む。）」のうち、「（実習を含む。）」を削除する。
- 高等学校家庭科目区分については、
 - ・ 「被服学（被服製作実習を含む。）」の「（被服製作実習を含む。）」を「（被服実習を含む。）」とする。

- ・「住居学（製図を含む。）」のうち、「(製図を含む。)」を削除する。
 - ・「保育学（実習及び家庭看護を含む。）」のうち、「(実習及び家庭看護を含む。)」を削除する。
 - ・「家庭電気・家庭機械・情報処理」を削除する。
- （実習を含む。）の規定がない科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

（参考）見直し後の中学校家庭科目区分及び高等学校家庭科目区分

中学校家庭科目区分

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ 住居学
- ・ ~~保育学（実習を含む。）~~

高等学校家庭科目区分

- ・ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
- ・ 被服学（被服製作実習を含む。）
- ・ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
- ・ ~~住居学（製図を含む。）~~
- ・ ~~保育学（実習及び家庭看護を含む。）~~
- ・ ~~家庭電気・家庭機械・情報処理~~

（２）必要な移行措置等

1. を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。
- 改正前の科目（例 住居学（製図を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれ改正後の科目（例 住居学）を修得した者とみなすことができること。
 - 既に修得した又は卒業までに修得する「家庭電気・家庭機械・情報処理」の単位については、改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。

- 今回の改正により、中学校家庭科目区分と高等学校家庭科目区分が完全に一致することになる。このため、教育職員免許法別表第八の規定により中学校教諭普通免許状「家庭」を基礎として高等学校教諭の普通免許状「家庭」の授与を受ける場合について、特定の高等学校科目区分を大学独自科目に含める規定は削除すること。
- 中学校、高等学校ともに免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じる。

4. 高等学校教諭普通免許状「情報」について

(1) 見直しの基本的な方向性

施行規則第5条第1項表備考第一号カにおいて、高等学校教諭の普通免許状「情報」の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位を修得する際には、以下の科目（以下「高等学校情報科目区分」という。）についてそれぞれ一単位以上修得することが必要とされている。

- ・ 情報社会・情報倫理
- ・ コンピュータ・情報処理（実習を含む。）
- ・ 情報システム（実習を含む。）
- ・ 情報通信ネットワーク（実習を含む。）
- ・ マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）
- ・ 情報と職業

検討の結果、高等学校情報科目区分を次のように見直すことを求める。

- ・ 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
- ・ コンピュータ・情報処理
- ・ 情報システム
- ・ 情報通信ネットワーク
- ・ マルチメディア表現・マルチメディア技術

なお、各科目における実習等を含む授業の実施方法については、教職課程を設置する各大学において、教員の養成の目標や授業科目の到達目標等に照らして判断するものとする。

(2) 必要な移行措置等

(1) を踏まえ、以下の措置を講じることが必要である。

- 改正前の科目（例 コンピュータ・情報処理（実習を含む。））を既に修得した者又は卒業するまでに修得する者については、それぞれその科目の内容を含む改正後の科目（例 コンピュータ・情報処理）を修得した者とみなす

ことができること。

- ただし、改正後の「情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理」については、改正前の「情報社会・情報倫理」及び「情報と職業」の両方を修得した者についてのみ、修得したものとみなすことができること。なお、改正前の「情報社会・情報倫理」又は「情報と職業」のいずれかの科目を修得した者の単位は改正後の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができること。
- 教育職員免許法別表第八の規定により中学校普通免許状「技術」を基礎として高等学校教諭普通免許状「情報」の授与を受ける場合に必要な大学独自科目については、「情報システム」「情報通信ネットワーク」「マルチメディア表現・マルチメディア技術」とすること。
- 免許外教科担任の許可件数が多いことから、各都道府県教育委員会等に対し、免許法認定講習の開設等を促すとともに、国としても必要な措置を講じること。また、高等学校情報科目区分に掲げる各科目については、毎年、免許法認定通信教育として大学等による科目が開設されている。これらの科目が一般的包括的要件を満たすか否かについては、各科目の授業内容を踏まえ、教員免許を授与する各都道府県教育委員会において適切に判断する必要があることを周知すること。

5. 全般的事項について

- 本検討委員会においては、教科に関する専門的事項に関する科目区分数が多い教科を中心に見直しを図ったが、学習指導要領との整合性については、今回の対象教科に限らず確認の必要があると考えられる。このため、学習指導要領の改訂の検討状況を踏まえ、定期的な見直しの機会を設けることを検討すること。